

## 外出支援策の一部見直しについて

### ●外出支援策の効果検証及び見直しの基本的な考え方

- 令和2年5月から実施した外出支援策については、年間を通じて実施できていないことや、新型コロナウイルス感染拡大の影響からも、現時点の実績だけでは効果検証の根拠として判断が難しい面もあると考えている。
- このことから、令和3年度においては、まず、これまでの市民の皆様や関係団体等からの意見を参考に「現行の枠組の中で、より効果的な支援策」に向けた見直しを行いたい。
- 次に、令和3年度以降、年間を通じた各施策の利用状況等から一定の検証が可能であり、この結果を踏まえつつ、現行施策の経過措置も踏まえ、段階的に検証、見直しを行っていきたいと考えている。
- なお、段階的検証、見直しにあたっては、引き続き意見聴取に努める。

### ●令和3年度の一部見直しについて

#### ① タクシーを活用した外出支援事業

##### ○身体障がい者の障がい種別の撤廃

- ・ 現行の対象者については、身体障害者手帳1級・2級の内「移動行為」に直接的に困難を生じる部位に重度の障がいがある方としていたが、障がいの特性によっては間接的な事由であっても、同様に困難であるといった意見を踏まえ、障がい種別の要件を撤廃する。

(現行) 身体障害者手帳1・2級のうち、種別が下肢・体幹  
・運動機能・視覚・呼吸器・肝臓・免疫に該当

(見直し後) すべての身体障害者手帳1・2級

##### ○助成内容を初乗り運賃相当額の助成から定額チケット制への変更

- ・ 当該事業の対象者は、迎車サービスを必要とされる方も多く、また、目的地が遠方にある場合は、初乗り運賃の助成だけで利用しにくいといった意見が多くあったことから、定額チケットにすることで、利用の改善や複数人での使用も可能とする。

(現行) 680円(初乗り) × 24枚 = 16,320円

(見直し後) 500円(定額) × 33枚 = 16,500円

② ICカードの支援対象者の追加

- ・ 令和2年度の対象者のうち、障害者総合支援法に基づく介護給付として同行援護（視覚障がい者）、行動援護（知的障がい者等）の支給決定を受けている障がいのある方に対しては、対象者の支援者分についても助成対象とした。
- ・ 一方、市が実施する移動支援事業（ガイドヘルパー）の利用者も「単独での移動が困難な障がい者」であることから、ガイドヘルパーも対象者の支援者分として追加する。

（現行） 同行援護、行動援護の支給対象者の支援者  
（見直し後） 上記に、移動支援事業（ガイドヘルパー）を追加

③ 交通不便地区移動支援事業（巡回バス）の住所要件の撤廃

- ・ 寺地区・神宮寺地区については、交通不便地区として、その補完を目的にワンボックスカーによる移動支援を実施したところであるが、開始当初より当該地区の近隣住民から住所要件撤廃の要望も多くあった。
- ・ 検証を行った結果、12月末までで乗車証交付件数は122件（うち、ワーキングエリアの利用者8件）であり、乗車状況から住所要件を撤廃した場合でも一便の平均が6人程度の見込みであるとともに、ワーキングエリアの利用者と近隣住民とは、混雑時の移動方向が逆であることから、現在の利用者への影響は無いと考えている。

（現行） 寺地区、神宮寺地区に住民票がある方  
（見直し後） 寺地区、神宮寺地区の住所要件を撤廃

④ その他

- ・ 申請書様式の見直し  
5事業統一の様式を、事業ごとの様式に見直しを行う。
- ・ 市民周知  
4月号広報に掲載を予定。  
詳細版のチラシを、4月号広報と同時に全戸配布予定。
- ・ 利用促進  
令和3年1月から3月までの間において、各月1回、休日受付窓口を開設。  
令和3年度においても、引き続き、利用促進に努める。

外出支援策利用手続者等の状況について

(令和2年12月末現在)

事業名称	利用手続者数等の状況			
交通系ICカード活用運賃補助	●利用手続者数		924人	
	(内訳)			
	バスポイント	447人	償還払い	477人
タクシー初乗り運賃助成	●利用手続者数		320人	
	(内訳)			
	高齢者	118人	(一般)	30人
			(福祉)	88人
	障がい者	132人	(一般)	90人
		(福祉)	42人	
妊 婦	70人	(一般)	70人	
		(福祉)	0人	
寺・神宮寺地区巡回バス運行	●利用手続者数		122人	
	●乗車延べ人数		3,691人	
送迎車両購入費助成	●助成事業者数		1事業者	